

奈良県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和二年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

河田 加奈子	施術者の氏名	び所在地	施術所の名称及	変更事項		変更年月日
				旧	新	
河田 加奈子	こまつ整骨院	〇五―九	檀原市新賀町三	小松 加奈子	河田 加奈子	令和二年五月十四日